

平成24年6月8日

第2392号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定を受けた法人の名称変更(291・総務課)……………1
- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(292・総務課)……………1
- 情報提供を推進すべき法人の名称変更(293・総務課)……………1
- 情報提供を推進すべき法人の変更(294・総務課)……………2
- 情報公開を推進すべき法人の名称変更(295・総務課)……………2
- 情報公開を推進すべき法人の変更(296・総務課)……………2
- 平成24年度秋田県毒物劇物取扱者試験の実施(297・医務薬事課)……………2
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(298～302・商業貿易課)……………3
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(303～307・商業貿易課)……………9
- 争議行為の予告(308・雇用労働政策課)……………13
- 建築基準法による道路位置の指定(309・山本地域振興局建設部)……………13
- 建設業の許可の取り消し(310・平鹿地域振興局総務企画部)……………14
- 道路区域の変更(311・平鹿地域振興局建設部)……………14

告 示

秋田県告示第291号

秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものについて、次のとおり名称の変更があったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年秋田県規則第4号)第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター
財団法人秋田県林業労働対策基金	公益財団法人秋田県林業労働対策基金
財団法人あきた企業活性化センター	公益財団法人あきた企業活性化センター
財団法人秋田県工業材料試験センター	財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター

秋田県告示第292号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年秋田県規則第4号)第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

法人の名称

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター

秋田県告示第293号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成13年秋田県規則第85号)第1条第1項の規定を受ける法人について、次のとおり名称の変更があったので、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター
財団法人秋田県林業労働対策基金	公益財団法人秋田県林業労働対策基金
財団法人あきた企業活性化センター	公益財団法人あきた企業活性化センター
財団法人秋田県工業材料試験センター	財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター

秋田県告示第294号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第1条第1項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター

秋田県告示第295号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第2条第1項の規定の適用を受ける法人について、次のとおり名称の変更があったので、同条第2項において準用する同規則第1条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター
財団法人秋田県林業労働対策基金	公益財団法人秋田県林業労働対策基金
財団法人あきた企業活性化センター	公益財団法人あきた企業活性化センター
財団法人秋田県工業材料試験センター	財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター

秋田県告示第296号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第2条第1項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第2項において準用する同規則第1条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター

秋田県告示第297号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、次のとおり平成24年度秋田県毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、告示する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年9月13日（木）午後1時30分から午後4時まで

- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎8階大会議室
- 2 試験の種類
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 3 試験科目
- (1) 筆記試験
- ア 毒物及び劇物に関する法規
イ 基礎化学
ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（筆記による）
毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法
- 4 受験申込みに必要な書類
- (1) 受験願書（各保健所で配布） 1部
(2) 添付書類
- ア 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの、発行の日から6ヶ月以内のもの） 1通
イ 写真（受験願書提出前6か月以内に無帽で上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚
- 5 受験願書受付期間及び場所
- (1) 受付期間
平成24年6月13日（水）から同年7月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送による場合は、平成24年7月13日（金）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。
- (2) 受付場所
住所地を所管する保健所（各地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。
- 6 受験手数料
- (1) 額
10,500円
- (2) 納付方法
受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 7 合格者の発表
平成24年9月28日（金）に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- 8 試験についての問い合わせ先
健康福祉部医務薬事課医務・薬務班（電話018-860-1407）

秋田県告示第298号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩瀬下21 外

- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者
- (ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
- (ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (4) 変更の年月日
- ア 大規模小売店舗を設置する者
平成22年5月18日
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
平成22年5月18日
- (5) 変更する理由
- ア 大規模小売店舗を設置する者
代表者の変更のため
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
代表者の変更のため
- 2 届出年月日
平成24年5月30日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
秋田県庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ矢島店
由利本荘市矢島町元町字間木123番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ア) 変更前

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号

(イ) 変更後

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 変更前

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号

(イ) 変更後

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号

(4) 変更の年月日

ア 大規模小売店舗を設置する者

平成22年5月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

平成22年5月18日

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者

代表者の変更のため

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

代表者の変更のため

2 届出年月日

平成24年5月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成24年6月8日から同年10月8日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新川口店

由利本荘市川口字八幡前196番1 外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ア) 変更前

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(イ) 変更後

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明

秋田市土崎港北一丁目6番25号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 変更前

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(イ) 変更後

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(4) 変更の年月日

ア 大規模小売店舗を設置する者

平成22年5月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

平成22年5月18日

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者

代表者の変更のため

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

代表者の変更のため

2 届出年月日

平成24年5月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県庁舎1階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成24年6月8日から同年10月8日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田県告示第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新西目店
由利本荘市西目町沼田字新道下1111 外
 - (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者
ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
ジャスフォート株式会社 代表取締役 本田 進
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - (4) 変更の年月日
ア 大規模小売店舗を設置する者
平成22年5月18日
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
平成22年5月18日
 - (5) 変更する理由
ア 大規模小売店舗を設置する者
代表者の変更のため
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
代表者の変更のため
小売業者退店のため
- 2 届出年月日
平成24年5月30日
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所
秋田県庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
(2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで
 - 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課
 - 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田県告示第302号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小坂店
鹿角郡小坂町字栗平25番の1
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者
 - (ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - (イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
ヘルシードラッグ成田 成田 憲勇
大館市東台七丁目1番40号
 - (イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (4) 変更の年月日
 - ア 大規模小売店舗を設置する者
平成22年5月18日
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
平成22年5月18日
- (5) 変更する理由
 - ア 大規模小売店舗を設置する者
代表者の変更のため
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
代表者の変更のため
小売業者退店のため

2 届出年月日

平成24年5月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田県庁舎1階 県政情報資料室
小坂町役場 観光産業課
- (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩瀬下21 外

(3) 変更しようとする事項

ア 小売業を行う者の開店時刻

(ア) 変更前

マックスバリュ東北株式会社 午前9時
株式会社ツルハ 午前10時
株式会社セリア 午前10時
株式会社メガネの平川 午前10時

(イ) 変更後

マックスバリュ東北株式会社 午前7時
株式会社ツルハ 午前10時
株式会社セリア 午前10時
株式会社メガネの平川 午前10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前

A棟南側 午前8時30分から午前0時30分まで
A棟南西側 午前8時30分から午後9時まで

(イ) 変更後

A棟南側 午前6時30分から午前0時30分まで
A棟南西側 午前8時30分から午後9時まで

(4) 変更する年月日

平成24年6月1日

(5) 変更する理由

夏季の電力不足に対応し、ピーク時間の消費電力を削減するため

2 届出年月日

平成24年5月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

県庁本庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成24年6月8日から同年10月8日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ矢島店
由利本荘市矢島町元町字間木123番地
- (3) 変更しようとする事項
ア 小売業を行う者の開店時刻
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 午前8時
株式会社ツルハ 午前9時
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 午前7時
株式会社ツルハ 午前9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前
P 1 午前7時30分から午後11時30分まで
P 2 午前7時30分から午後9時30分まで
イ 変更後
P 1 午前6時30分から午後11時30分まで
P 2 午前7時30分から午後9時30分まで
- (4) 変更する年月日
平成24年6月1日
- (5) 変更する理由
夏季の電力不足に対応し、ピーク時間の消費電力を削減するため

2 届出年月日

平成24年5月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
県庁本庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第305号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新川口店
由利本荘市川口字八幡前196番1 外
- (3) 変更しようとする事項
ア 小売業を行う者の開店時刻
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 午前9時
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 午前7時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前
午前8時30分から午前0時30分まで
イ 変更後
午前6時30分から午前0時30分まで
- (4) 変更する年月日
平成24年6月1日
- (5) 変更する理由
夏季の電力不足に対応し、ピーク時間の消費電力を削減するため

2 届出年月日

平成24年5月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
県庁本庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新西目店
由利本荘市西目町沼田字新道下1111 外
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻
 - (ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 午前9時
 - (イ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 午前7時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 変更前
午前8時30分から午前0時30分まで
 - (イ) 変更後
午前6時30分から午前0時30分まで
 - (4) 変更する年月日
平成24年6月1日
 - (5) 変更する理由
夏季の電力不足に対応し、ピーク時間の消費電力を削減するため
- 2 届出年月日
平成24年5月30日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
県庁本庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
 - (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第307号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小坂店
鹿角郡小坂町字栗平25番の1
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻
 - (ア) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 午前9時
 - (イ) 変更後

- マックスバリュ東北株式会社 午前7時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (ア) 変更前
午前8時30分から午前0時30分まで
- (イ) 変更後
午前6時30分から午前0時30分まで
- (4) 変更する年月日
平成24年6月1日
- (5) 変更する理由
夏季の電力不足に対応し、ピーク時間の消費電力を削減するため
- 2 届出年月日
平成24年5月30日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
県庁本庁舎1階 県政情報資料室
小坂町役場 観光産業課
- (2) 縦覧期間
平成24年6月8日から同年10月8日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第308号

平成24年5月14日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 事件
- (1) 年間手当に関すること
- 2 日時
平成24年6月11日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 3 場所
- | | |
|-------------------|----------|
| 鹿角市花輪字向畑18番地 | かづの厚生病院 |
| 北秋田市下杉字上清水沢16-29 | 北秋田市民病院 |
| 能代市落合字上前田地内 | 山本組合総合病院 |
| 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地 | 湖東総合病院 |
| 秋田市飯島西袋一丁目1番1号 | 秋田組合総合病院 |
| 由利本荘市川口字家後38番地 | 由利組合総合病院 |
| 大仙市大曲通町1番地30号 | 仙北組合総合病院 |
| 横手市前郷字八ツ口3番1 | 平鹿総合病院 |
| 湯沢市山田字勇ヶ岡25番地 | 雄勝中央病院 |
| 秋田市八橋南二丁目10番16号 | 秋田県厚生連本所 |
- 4 概要
救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部、又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
能代市河戸川字谷地50番地 3 株式会社のしろ福祉サービ ス 代表取締役 山條智也	能代市河戸川字谷地47番 4、50番7	19.48メートル	6.00メートル	平成24年5月31日

秋田県告示第310号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年5月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
久米社寺板金
横手市下境字大島94番地
久 米 清
秋田県知事許可（般-21）第80802号
- 3 処分の内容
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年5月30日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	御所野安 田線	A	横手市幸町260番2地先から本町41番1地先まで	7.40～8.00	0.547
	新	御所野安 田線	A	横手市幸町260番2地先から本町41番1地先まで	7.40～8.00	0.547
			B	〃	10.00～114.60	0.553

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年6月8日から同月21日まで

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）